

都道府県公害審査会の動き

(令和元年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
福島県 令和元年(調)第1号事件	家庭用省エネ給湯器からの低周波音被害防止請求事件	R1.12.13
福島県 令和元年(調)第2号事件	分譲宅地から検出された放射性物質撤去等請求事件	R1.12.20
茨城県 令和元年(調)第1号事件	コンクリート製品製造工場からの騒音等被害防止及び 損害賠償請求事件	R1.11.15
東京都 令和元年(調)第2号事件	給湯・暖房機器移設請求事件	R1.11.18
静岡県 令和元年(調)第3号事件	金属製品加工工場からの騒音等被害防止請求事件	R1.11.22
愛知県 令和元年(調)第4号事件	自動車部品塗装工場からの粉じん・悪臭被害防止及び 損害賠償請求事件	R1.10.4
愛知県 令和元年(調)第5号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止 請求事件	R1.12.10
三重県 令和元年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音・振動問題調整事件	R1.12.3
京都府 令和元年(調)第4号事件	学校法人からの悪臭被害防止請求事件	R1.12.27
大阪府 令和元年(調)第5号事件	金属加工工場騒音被害防止請求事件	R1.10.8
大阪府 令和元年(調)第6号事件	エアコン室外機からの騒音被害防止請求事件	R1.12.13
広島県 令和元年(調)第1号事件	一般廃棄物最終処分場建設に伴う土壌汚染等おそれ公 害防止請求事件	R1.12.3
長崎県 令和元年(調)第1号事件	建物解体工事に伴う地盤沈下被害防止及び損害賠償請 求事件	R1.12.9
宮崎県 令和元年(調)第1号事件	駐車場からの騒音等被害防止請求事件	R1.12.23
熊本県 令和元年(調)第1号事件	温泉宿からの騒音被害防止請求事件	R1.11.29

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
秋田県 平成30年(調) 第1号事件 [使用済タイヤ等 回収業者からの 騒音・振動等被 害防止請求事件]	秋田県 住民1人	使用済み タイヤ等 回収業者	平成30年5月18日受付 被申請人会社は、使用済みタイヤ等回収業を営んでおり、そこから発生する騒音、振動、ゴミの飛散により申請人は心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人会社は、申請人に対し、(1)朝8時から夕方5時以外は作業をしない、(2)日曜日は完全休業とする、(3)タイヤ/ホイールや金属屑等をガランガラン放り投げない、(4)風の強い日は屋外作業をしない(ゴミの飛散防止)、(5)騒音を発生する作業は別の場所へ移転すること。また、これらのことが守られなかった場合は即刻操業を停止し、全面移転すること。	令和元年10月22日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた後、申請人及び被申請人に対し、調停案の受諾勧告を行ったところ、申請人より調停案を受諾しない旨の回答があったため、調停が打ち切られたものとみなし、本件は終結した。
栃木県 平成30年(調) 第3号事件 [飲食店からの騒 音等被害防止請 求事件]	栃木県 住民1人	飲食店 (喫茶 店) 運営 会社	平成31年3月26日受付 平成30年2月に開店した被申請人が経営する飲食店及び駐車場からの騒音等(エコキュート低周波の振動騒音、エアコン室外機8台の騒音、駐車場の車のドアを閉めたときの振動騒音及び駐車場の車からの排気ガスの自宅への進入)により、現在、不眠症になりストレスが溜まっており、また、エコキュートの深夜稼働により睡眠薬を毎日服用している状況にある。よって、(1)エコキュートの毎日午後11時から翌朝午前7時までの稼働を停止すること(2)エアコン室外機8台の騒音防音壁を取り付けること(3)駐車場に騒音防音壁を取り付けること。	令和元年12月2日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
群馬県 平成30年(調) 第1号事件 [プラスチック破 砕工場からの騒 音等被害防止請 求事件]	群馬県 住民2人	プラスチ ック破砕 会社	平成30年10月10日受付 会社から飛来するほこりと窓 を閉めていても部屋の中まで 聞こえてくる騒音に悩まされ ており、改善するようお願い してきたが、全く改善されな い。よって、(1)会社から発せ られる騒音をおさえてほし い。(2)作業中に飛来するほこ りを防いでほしい。(3)以上2 点が改善できないのであれば 、会社を移転してほしい。	令和元年10月25日 調停成立 調停委員会は、4回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者双 方が受諾し、本件は 終結した。
愛知県 平成30年(調) 第2号事件 [紙管加工会社か らの騒音被害防 止請求事件]	愛知県 住民4人	紙管加工 会社	平成30年9月21日受付 被申請人は、平成27年9月 頃、申請人らの自宅住居に隣 接する倉庫に移転し、平日の 朝8時30分頃から夕方の午後 5時頃まで、ダンボールの切 断作業を行うようになった。 その作業に伴い、間断なく続 く、振動を伴う騒音が発生す るようになり、申請人らは現 在に至るまで、騒音に悩まさ れ続けてきた。申請人らが、 計量証明事業者に依頼し、平 成28年11月7日に敷地境界で 工場騒音の計量を実施したと ころ、67dBが計量された。こ れは、県民の生活環境の保全 等に関する条例及び同施行規 則で定める昼間における騒音 の許容限度の60dBを超えるも のである。よって、被申請人 は、A住所に所在する本件倉 庫について、防音措置を講じ て騒音を低減すること。	令和元年12月10日 調停成立 調停委員会は、4回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者双 方が受諾し、本件は 終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 平成30年(調) 第7号事件 [金属製品製造工場騒音振動被害防止請求事件]	大阪府 住民1人	金属製品 製造会社	平成30年11月19日受付 平成21年6月に申請人が住居を購入後、しばらくして、被申請人工場から発生する機械音や振動で自律神経失調症等を患っている。工場は市からの指導を受けて対策を検討しているが、被害が継続している。よって、被申請人に対し(1)工場北側の機械3台が稼働した際の音を軽減することを求める。(2)工場東側に防音壁の設置及び窓ガラスに防音対策を講じることを求める。(3)フォークリフトが通る地面の補修をすることを求める。(4)工場東側の換気扇の騒音が申請人住居まで聞こえないよう対策することを求める。(5)振動が生じないよう対策をとるか機械の移動を求める。(6)申請人が市役所に毎週連絡を行い、市の担当者、工場に個人情報(家族のスケジュール等)を伝えなくてもよいようにすることを求める。(7)これらの対策をとらない場合は申請人住居を買い取ることを求める。	令和元年12月17日 調停成立 調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
大阪府 令和元年(調) 第3号事件 [解体・スクラップ工場騒音振動被害防止請求事件]	大阪府 住民3人	大阪府 住民1人	令和元年8月14日受付 被申請人が本年6月に事業を開始した直後から騒音及び振動が断続的に発生しており、申請人らは直接又は市役所を通じて苦情を申し述べてきたが、騒音及び振動は収まっていない。申請人らが精神的にも肉体的にも重大な損害を被っているにもかかわらず、被申請人において誠実な対応がなされない。よって、被申請人は、(1)事業活動を行うにつき発生している騒音に関し、防音壁を設置するなど、これ	令和元年12月20日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>を軽減する措置をとらなければならない。(2)事業活動を行うにつき発生している振動について、作業の場所を申請人ら宅と隣接している部分から可能な限り距離を取るなど、これを軽減する措置をとらなければならない。(3)作業時間を午前9時から午後5時までとし、土日及び祝日は作業しないものとしなければならない。</p>	
<p>奈良県 平成31年(調) 第1号事件</p> <p>[火葬場建設に伴う 土壌汚染のおそれ 公害対策等請求事件]</p>	<p>奈良県内の 住民等 476人</p>	<p>市(代表者市長) 市長</p>	<p>平成31年2月1日受付</p> <p>事業予定地は、3,000 m²以上の「土地の掘削その他土地の形質の変更」に当たるとは明らかであり、当該届出の対象外の行為にもあたらないため、土壌汚染対策法（以下、「土対法」という。）第4条第1項の規定に基づく「一定の規模以上の土地の形質変更の届出」が必要である。被申請人奈良市が事業実施にあたり実施した投棄物調査の結果、事業予定地は土壌汚染地であり、環境汚染の危険性等があることから、土対法第4条第3項に規定される土壌汚染状況調査の実施を命令し、その調査結果を報告させるべきである。汚染された土壌が存置又は盛り土として用いられる形態において、建設工事等が行われた場合、農業用水の汚染や農作物汚染の危険性があり、下流域にある申請人らの田畑は汚染の風評被害のおそれもあることから、汚染土壌の適切な搬出及び処理を求める。よって、次の3点を被申請人に求める。(1)被申請人奈良市は、被申請人奈良市長に対し、奈良市C町の事業予定地について、土対法第4条第1項の規定に基づく「一</p>	<p>令和元年10月2日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等 手続を進めた後、申請人及び被申請人に対し、調停案の受諾勧告を行なったところ、被申請人より調停案を受諾しない旨の回答があったため、調停が打ち切られたものとみなし、本件は終結した。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			定の規模以上の土地の形質変更の届出」を行う。(2)被申請人奈良市長は、被申請人奈良市に対し、事業予定地について、土対法第4条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定される「土壌調査」をさせ、その結果を報告することを命ずる。(3)被申請人奈良市長は、被申請人奈良市に対し、(2)の調査結果を踏まえ、土対法の基準に従い汚染土壌を搬出し、同法及び廃棄物処理法等の法令に従い汚染の除去等の措置を講ずることを指示する。	
和歌山県 平成31年(調) 第1号事件 [ガソリンスタンドからの土壌汚染等被害防止請求事件]	燃料小売業者(ガソリンスタンド)	バス運送事業会社	平成31年1月29日受付 被害発生地域において、水の層上にコールタールが浮いており、申請人が行った調査で基準値以上のベンゼン、鉛が検出。コールタールが敷地外に流れ出ている可能性や、流出する可能性も否定できない。その原因は平成11年9月に発生した地下ガソリン漏洩であり、発生当時に同場所においてガソリンスタンド営業をおこなっていた被申請人にある。よって、被申請人は、コールタールの除去および特定有害物質であるベンゼン、鉛を基準値以下に改善すること。	令和元年12月9日 調停打切り 調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和元年10月1日から令和元年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。